

資料 1

宇部市市民活動推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民の自主的・主体的な社会公益活動を推進し、市民と企業と行政の協働によるまちづくりを進めるため、宇部市市民活動推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討し、その結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

- (1) 市民活動推進に係る基本方針に関すること。
- (2) 市民活動推進施策に関すること。
- (3) その他市民活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 企業ボランティア担当者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 委員会の会議は、原則として公開により行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月4日から施行し、第2条に規定する所掌事項が達成されたときにその効力を失う。

宇部市市民活動推進検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	三 浦 房 紀	山口大学工学部
副委員長	武 永 佳 子	ザ・フレンドシップ・フォース・オブ山口
委 員	福 富 稔 賢	宇部市社会福祉協議会
委 員	内 平 隆 之	NPO法人琴芝ふぁんくらぶ
委 員	河 村 信 子	宇部市女性団体連絡協議会
委 員	佐 藤 巽	宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会
委 員	田 中 美智江	NPO法人うべ 子ども21
委 員	平 岡 弘 子	宇部ボランティア連絡協議会
委 員	藤 田 昭 一	宇部市自治会連合会
委 員	山 田 節 子	NPO法人うべネットワーク
委 員	井 田 衛	中国電力(株)宇部営業所
委 員	塔 野 義 浩	宇部青年会議所
委 員	福 永 史 明	(株)山口銀行宇部支店
委 員	内 海 美 樹	一般公募
委 員	北 村 健 治	一般公募
委 員	浦 野 奈津実	山口大学大学院理工学研究科

(順不同)

宇部市市民活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市民の自主的・主体的な社会公益活動を推進し、市民と企業と行政の協働によるまちづくりを進めるため、宇部市市民活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会が所掌する事項は次のとおりとする。

- (1) 市民活動推進に係る基本方針に関すること。
- (2) 市民活動推進施策に関すること。
- (3) 市民との協働に関すること。
- (4) その他市民活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市民生活部次長を、副会長は市民活動課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

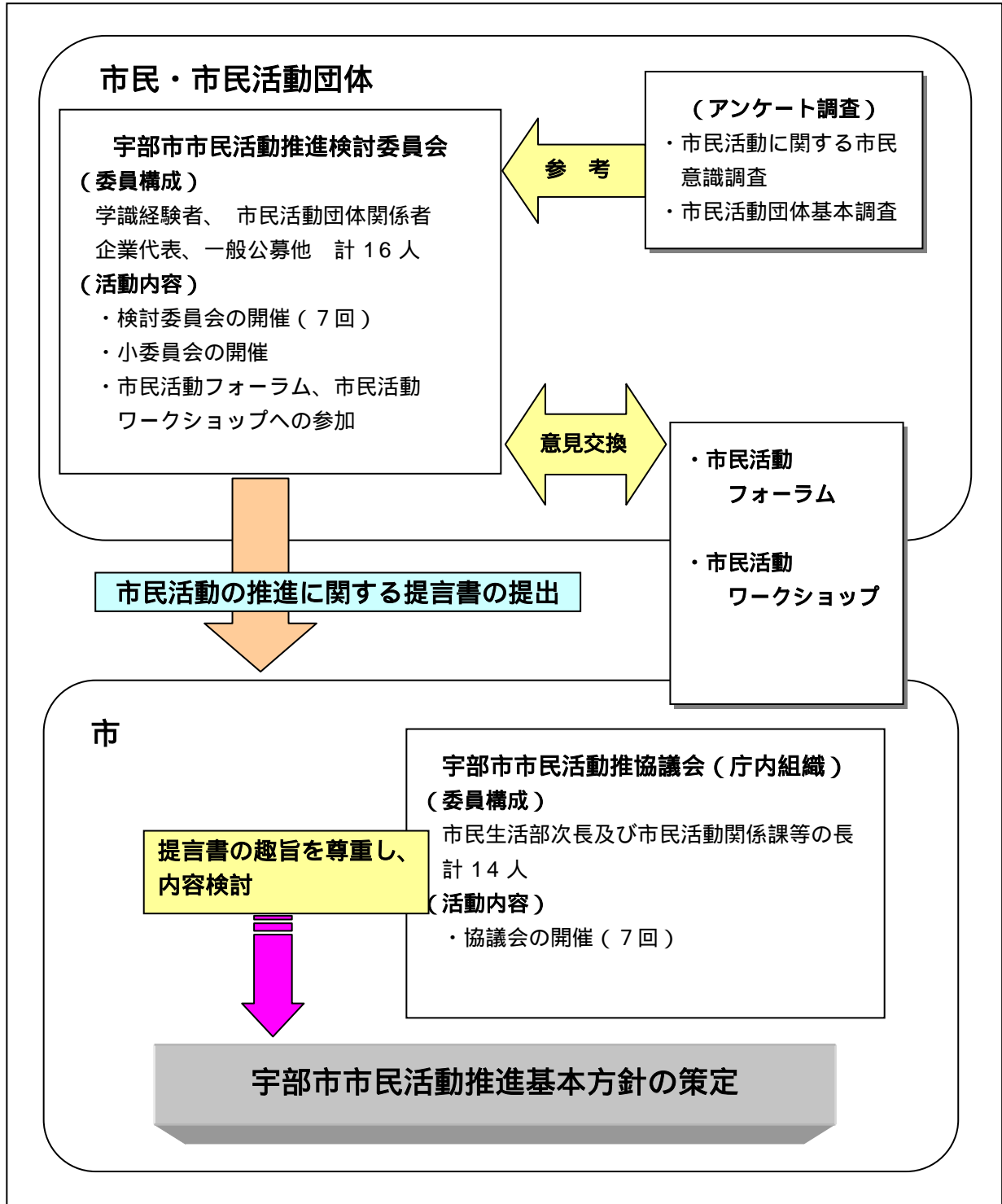
この要綱は、平成15年7月18日から施行し、第2条に規定する所掌事項が達成されたときにその効力を失う。

別表

広報広聴課長
職員課長
防災課長
総合政策課長
環境共生課長
福祉課長
商業観光課長
土木港湾課長
都市計画課長
まちづくり推進課長
生涯学習課長
文化振興課長

宇部市市民活動推進基本方針策定経過

策定までの流れ



1 宇部市市民活動推進検討委員会の開催

回数	年 月 日	協 議 事 項
1	平成 15 年 7 月 4 日	委嘱状交付 検討委員会の運営について 策定スケジュールについて 市民活動推進のための基本的な考え方について
2	平成 15 年 8 月 27 日	市民活動基本調査の調査結果について 宇部市の市民活動の現状と課題について 市民活動推進に関する役割の整理について 市民活動フォーラムの開催について
3	平成 15 年 10 月 20 日	市民活動の推進及び協働のまちづくりについて (グループ討議) 市民活動ワークショップの開催について 宇部市市民活動推進基本方針(提言書)の骨子について
4	平成 15 年 12 月 16 日	宇部市市民活動推進基本方針(提言書)の素案について
5	平成 16 年 2 月 2 日	宇部市市民活動推進基本方針(提言書)の素案について
6	平成 16 年 2 月 27 日	宇部市市民活動推進基本方針(提言書)の素案について
7	平成 16 年 3 月 23 日	宇部市市民活動推進基本方針の策定に係る提言書の提出

2 市民活動基本調査の実施

項 目	内 容
市民活動に関する市民意識調査 (平成 15 年 7 月)	市民活動に関する市民の参加状況の実態、意識等を調査し、基本方針策定のための基礎資料とする。 調査方法 20歳以上の市民のうち無作為に抽出した、 1,000人に調査票を送付して実施
市民活動団体基本調査 (平成 15 年 7 月)	市民活動団体の活動内容、活動上の問題、行政に期待する要望事項等を調査し、基本方針策定のための基礎資料とする。 調査方法 市、社会福祉協議会、市民活動センター等で把握している市民活動団体に調査票を送付して実施

3 市民活動フォーラム、市民ワークショップの開催

市民活動フォーラム（平成 15 年 10 月 5 日、シルバーふれあいセンター）

「新しい公共のかたち ～真のパートナーシップを目指して～」

・基調講演

演題 「市民と行政との協働によるまちづくり」

講師 （財）地方自治総合研究所研究理事 辻山 幸宣氏

・パネルディスカッション

テーマ「新しい公共のかたち ～真のパートナーシップを目指して～」

パネリスト 内平 隆之氏（NPO法人琴芝ふぁんくらぶ）

武永 佳子氏（ザ・フレンドシップ・フォース・オブ山口）

中谷 浩美氏（らぶ厚東）

藤田 忠夫氏（宇部市長）

コメンテーター 辻山 幸宣氏

司会 吉村 克生氏（NPO法人うべネットワーク）

市民活動ワークショップ（平成 15 年 11 月 11 日及び 18 日の 2 日間、市民活動センター）

テーマ 第 1 回「宇部市の市民活動ってどうなんじゃろ？」

第 2 回「みんなでイキイキとした宇部市にしようや！」

4 宇部市市民活動推進協議会の開催

回数	年 月 日	協 議 事 項
1	平成 15 年 7 月 18 日	（仮称）宇部市市民活動推進基本方針の策定について 市民活動推進施策について
2	平成 15 年 9 月 25 日	市民活動に関するアンケート調査結果について 市民活動推進施策について
3	平成 16 年 2 月 19 日	活動経過及び今後の予定について 市民活動推進に関する提言（案）に対する意見について 市民活動推進施策について
4	平成 16 年 4 月 28 日	経過報告及び今後の予定について 市民活動推進基本方針の骨子について 今後の推進体制及び重点施策について
5	平成 16 年 5 月 31 日	市民活動推進基本方針（案）について
6	平成 16 年 6 月 25 日	市民活動推進基本方針（案）について
7	平成 16 年 7 月 14 日	市民活動推進基本方針（案）について